## 令和3年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

| No       | 3               | 府省庁名 文化  | <u></u> 庁            |  |  |  |  |
|----------|-----------------|--|----------------------|--|--|--|--|
| 対象税目     |                 | <br> 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税   固定資産税 事業所税   その他 ( 都市計   | 画税等 )                |  |  |  |  |
| 要望 項目名   |                 | 民間の法人が所有する文化施設に係る土地建物の課税の在り方の見直し   |                      |  |  |  |  |
| 要望内容(概要) |                 | ・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)<br>民間の法人が所有する文化施設(博物館、劇場・音楽堂)に係る土地建物   |                      |  |  |  |  |
|          |                 | ・特例措置の内容<br>文化芸術のより一層の振興を図るため、民間の法人が所有する文化施設に係る固定資産税の在り方についての見直しが必要。   | <b>兇等について、課</b>      |  |  |  |  |
| 関係       | 条文              | 地方税法附則第 15 条第 24 項   |                      |  |  |  |  |
| 減<br>見記  | 収<br><u>2</u> 額 | [初年度] — (一) [平年度] — (一) [改正増減収額] — (i  | 単位:百万円)              |  |  |  |  |
| 要望       | 理由              | (1)政策目的<br>民の力を活用した文化発信を支える基盤である文化施設の充実を図ることにより、国民の会が充実し、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与する。   | の文化に触れる機             |  |  |  |  |
|          |                 | (2)施策の必要性<br>文化施設は文化芸術に関する作品等の収集、保管、展示、教育普及の場としてや芸術家等の場としてなど、文化芸術の基盤的な役割を担っている。<br>文化施設の大半は国公立や公益法人立であるが、株式会社等の民間の法人が設置・所有る。<br>新たな経済環境における文化振興の在り方、文化発信を支える基盤の整備・充実が求めて翼を担っている民間の法人が所有する文化施設に対する支援のあり方についても見直しる。  | する施設も存在すられており、その     |  |  |  |  |
|          |                 | 〇経済財政運営と改革の基本方針 2020~危機の克服、そして新しい未来へ~(令和 2 年 7 第 3 章 「新たな日常」の実現 2.「新たな日常」が実現される地方創生 (2) 地域の躍動につながる産業・社会の活性化 ①観光の活性化 各国との人的交流回復までの時間を活用して、空港やCIQなど入口の整備、多言語表記してで観光できる環境整備、スノーリゾート整備や文化施設(※)・国立公園などの観光資流活用等、新たなコンテンツづくりに取り組む。 (※) 国立劇場の再整備に向けた検討や、博物館・美術館等の文化施設の機能強化を含む。 | 記などストレスフ<br>原としての更なる |  |  |  |  |
|          |                 | 〇成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)<br>6. 個別分野の取組<br>ix)観光・スポーツ・文化芸術<br>③ 文化芸術資源を活用した経済活性化<br>イ)文化芸術資源を核とした地域活性化<br>・博物館と持続可能な開発目標の関係を打ち出した国際博物館会議京都大会 2019 のレガー際交流の促進や、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律日施行)等を活用し、文化資源の魅力向上とともに、文化施設の機能強化や地域が一体と対推進等を図る。                      | 聿(2020年5月1           |  |  |  |  |

ページ

3 - 1

| 本要望に |
|------|
| 対応する |
| 縮減案  |

|   |  | 政策目標12 文化芸術の振興   |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|
| 合 理 性   | 政策体系におけ<br>る政策目的の位<br>置付け  | 施策目標12−1 文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実<br>施策目標12−4 文化芸術を推進するプラットフォームの形成   |  |  |  |  |  |
|   | 政策の<br>達成目標  | 国民の文化に触れる機会が充実し、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与する。  |  |  |  |  |  |
|   | 税負担軽減措<br>置等の適用又<br>は延長期間  | 恒久的措置  |  |  |  |  |  |
|   | 同上の期間中<br>の達成目標  | 国民の文化に触れる機会が充実し、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与する。  |  |  |  |  |  |
|   | 政策目標の<br>達成状況  |  |  |  |  |  |  |
| 有効性   | 要望の措置の<br>適用見込み  | _  |  |  |  |  |  |
|   | 要望の措置の<br>効果見込み<br>(手段としての<br>有効性)   | 国民の文化に触れる機会が充実し、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与する。  |  |  |  |  |  |
|   | 当該要望項目<br>以外の税制上の<br>支援措置  |  |  |  |  |  |  |
| 相   | 予算上の措置等<br>の要求内容<br>及び金額   | 〇劇場・音楽堂等機能強化推進事業(令和2年度予算額 2,431百万円)<br>〇博物館クラスター推進事業(令和2年度予算額 1,490百万円)<br>〇文化財・博物館等のインバウンド対応(令和2年度予算額 1,847百万円) |  |  |  |  |  |
| 当<br>性<br>——————————————————————————————————— | 上記の予算上<br>の措置等と<br>要望項目との<br>関係  | 措置等と り、本予算と税制優遇を併せて行うことで文化芸術の一層の振興を図ることが可能となる。<br>望項目との  |  |  |  |  |  |
|   | 本施策は、民間の法人が所有する文化施設に対する税制上の在り方の見直しを行い<br>要望の措置の 法人が所有する文化施設の維持を支援しようとするものである。こうした取り組みに<br>妥当性 たな経済環境における文化芸術活動を盛んなものとし、国民の文化に触れる機会の充<br>うとするものである。 |  |  |  |  |  |  |
|   |  | ページ 3-2  |  |  |  |  |  |

| 税負担軽減措置等の<br>適用実績<br>-                                 |   |     |     |
|--|---|-----|-----|
| 「地方税における<br>税負担軽減措置等<br>の適用状況等に関<br>する報告書」に<br>おける適用実績 | i |     |     |
| 税負担軽減措置等の適<br>用による効果(手段と<br>しての有効性)                    |   |     |     |
| 前回要望時の<br>達成目標   |   |     |     |
| 前回要望時からの<br>達成度及び目標に<br>達していない場合の理<br>由                |   |     |     |
| これまでの要望経緯  | _ |     |     |
|  |   | ページ | 3-3 |